



# 宮崎労働局長 記者発表項目一覧

平成30年10月30日（火）

## 記者発表項目

- ① 雇用失業情勢《平成30年9月分》（10月30日発表）
- ② 平成30年度 新規学校卒業予定者の求職・求人等の状況（9月末）  
（10月30日発表）
- ③ 11月は「過労死等防止啓発月間」です（10月25日発表）
- ④ 労働局長がベストプラクティス企業を訪問します  
（10月25日発表）
- ⑤ 11月は「人材開発促進月間」です（10月30日発表）
- ⑥ ハロートレーニング（公的職業訓練）のメディアツアーを開催します  
（10月30日発表）
- ⑦ 宮崎労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の行事予定

《平成30年11月》（10月30日発表）

※その他

宮崎労働局広報紙「GOGO!宮崎労働局」（第20号）

## 担当窓口

宮崎労働局 雇用環境・均等室 福満（ふくみつ）

宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階

TEL:0985-38-8821 FAX:0985-38-5028



宮崎労働局発表  
平成30年10月30日解禁

報道関係者 各位

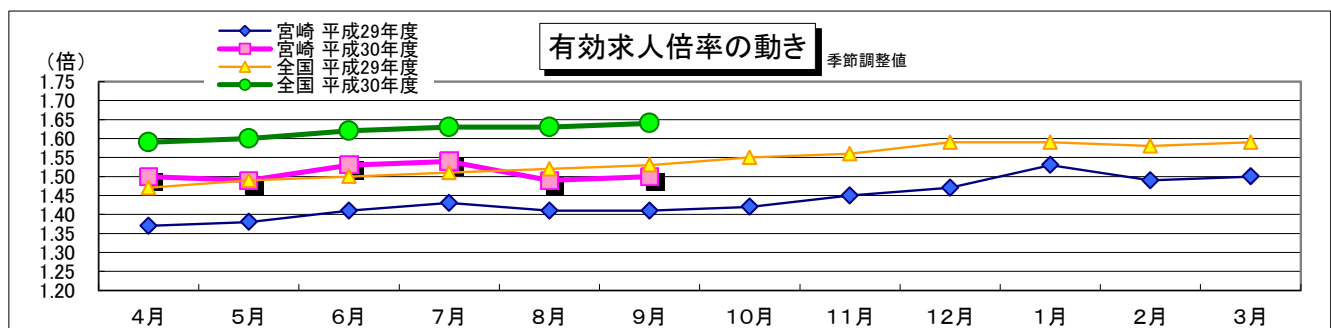
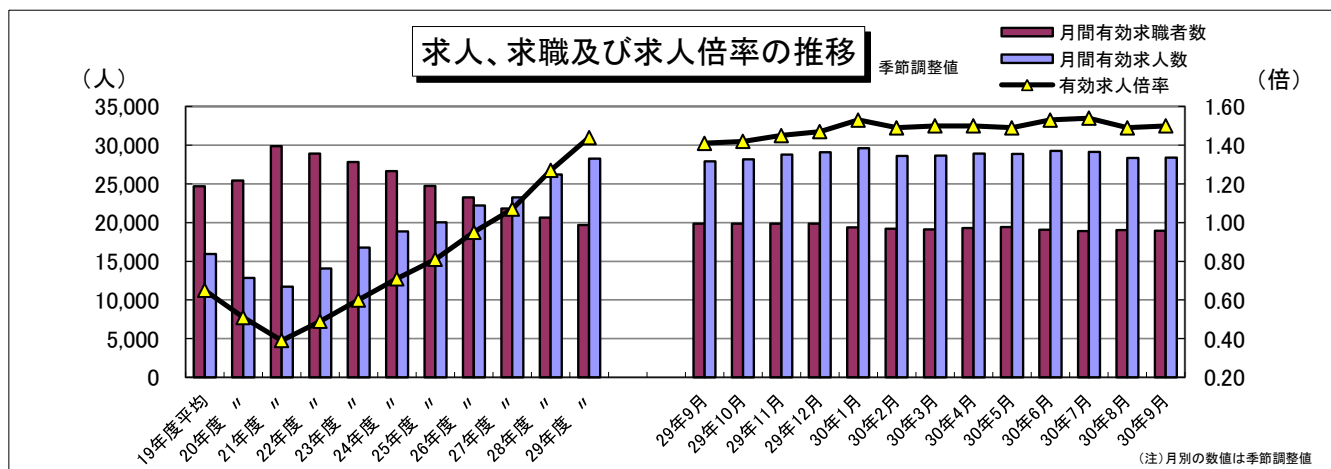
【照会先】  
宮崎労働局職業安定部  
部長 山下 拓志  
職業安定課長 花田 良和  
地方労働市場情報官 岩下 利男  
(代表電話)0985(38)8823

## 雇用失業情勢(平成30年9月分)

平成30年9月の有効求人倍率(季節調整値)は、1.50倍と前月より0.01ポイント上昇。  
有効求人倍率は、39ヶ月連続で1倍台を維持。  
正社員有効求人倍率(原数値)は、0.97倍と前年同月より0.12ポイント上昇。  
雇用失業情勢は、着実に改善が進んでいる。

- ・平成30年9月の【有効求人倍率】(季節調整値)は、前月より0.01ポイント上回り1.50倍となった。
- ・【有効求職者数】は、(季節調整値)前月比で0.4%減、前年同月比(原数値)で5.1%減(90ヶ月連続)。
- ・【有効求人数】は、(季節調整値)前月比で0.04%増、前年同月比(原数値)で0.6%減(63ヶ月ぶり)。
- ・【新規求職者数】は、前年同月比(原数値)9.5%減、【新規求人数】は、前年同月比(原数値)7.0%減となった。

本県の労働市場における有効求人倍率(季節調整値)は、有効求職者数(同)が前月比0.4%減少し、有効求人数(同)は前月比0.04%増加したこと  
から、前月より0.01ポイント上回り1.50倍となった。  
新規求職者数(原数値)は、前年同月比で9.5%(466人)減少となった。なお、有効求職者数(原数値)は、前年同月比5.1%(1,018人)減少し90ヶ月連  
続となっている。  
新規常用求職者(パートを除く)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が11.7%(133人)減、離職者が8.2%(157人)減、無業者が33.0%  
(77人)減となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は15.9%(60人)減となっている。  
一方、新規求人数(原数値)は、前年同月比で7.0%(754人)減少となった。また、有効求人数(原数値)は前年同月比で0.6%(168人)の減少63ヶ月  
ぶりとなっている。  
新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中6産業で増加となった。内訳としては、建設業が102人(14.1%)増、複合サービス事業が56人  
(47.9%)増、生活関連サービス業、娯楽業が45人(16.9%)増等となる一方、宿泊業、飲食サービス業が421人(44.9%)減、学術研究、専門・技術サービス  
が118人(33.8%)減、製造業が116人(10.1%)減等(18産業中12産業で減少)となったことから、全体で754人(7.0%)の減少となった。



有効求人倍率(季節調整値、倍、ポイント)

|    |        | 4月   | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  | 1月   | 2月   | 3月   |
|----|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 宮崎 | 平成29年度 | 1.37 | 1.38 | 1.41 | 1.43 | 1.41 | 1.41 | 1.42 | 1.45 | 1.47 | 1.53 | 1.49 | 1.50 |
|    | 平成30年度 | 1.50 | 1.49 | 1.53 | 1.54 | 1.49 | 1.50 |      |      |      |      |      |      |
| 全国 | 平成29年度 | 1.47 | 1.49 | 1.50 | 1.51 | 1.52 | 1.53 | 1.55 | 1.56 | 1.59 | 1.59 | 1.58 | 1.59 |
|    | 平成30年度 | 1.59 | 1.60 | 1.62 | 1.63 | 1.63 | 1.64 |      |      |      |      |      |      |

○季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成29年12月以前の数値は、平成30年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

1. 新規求職の動き＜原数値＞

＜数値の対比は前年同月比＞

○【新規求職者数】(原数値)は、4,462人で9.5%(466人)減少となった。

新規常用求職者(パートを除く)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が11.7%(133人)減、離職者が8.2%(157人)減、無業者が33.0%(77人)減となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は15.9%(60人)減となっている。

また、パートを除く新規常用求職者を10歳刻みの年齢階層別(6区分)にみると、24歳以下が7.1%(34人)減、25～34歳が6.6%(52人)減、35～44歳が8.8%(68人)減、45～54歳が19.1%(125人)減、55歳～64歳が19.4%(91人)減、65歳以上が2.3%(3人)増で、全体では11.2%(367人)減となっている。(別表7参照)

常用求職者を職業別にみると、「専門的・技術的職業」が14.4%(105人)減、「事務的職業」が6.5%(73人)減、「販売の職業」が16.3%(61人)減、「サービスの職業」が4.4%(34人)減、「農林漁業の職業」が18.7%(17人)増、「生産工程の職業」が12.2%(58人)減、「輸送・機械運転の職業」が1.7%(3人)減、「建設・採掘の職業」が31.0%(35人)減、「運搬・清掃等の職業」が6.5%(45人)減となった。

新規求職 (パートを含む、人)

|        | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 計      |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 平成29年度 | 6,563 | 5,385 | 4,819 | 4,637 | 5,010 | 4,928 | 4,956 | 4,104 | 3,494 | 5,216 | 4,974 | 5,570 | 59,656 |
| 平成30年度 | 6,480 | 5,294 | 4,541 | 4,555 | 4,774 | 4,462 |       |       |       |       |       |       | 30,106 |
| 対前年同月比 | -1.3% | -1.7% | -5.8% | -1.8% | -4.7% | -9.5% |       |       |       |       |       |       | -3.9%  |

2. 新規求人の動き＜原数値＞

＜数値の対比は前年同月比＞

○【新規求人数】(原数値)は、10,005人で7.0%(754人)減少となった。

新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中6産業で増加となった。内訳としては、建設業が102人(14.1%)増、複合サービス事業が56人(47.9%)増、生活関連サービス業、娯楽業が45人(16.9%)増等となる一方、宿泊業、飲食サービス業が421人(44.9%)減、学術研究、専門・技術サービスが118人(33.8%)減、製造業が116人(10.1%)減等(18産業中12産業で減少)となったことから、全体で754人(7.0%)の減少となった。(別表8参照)

新規求人(パートを含む、人)

|        | 4月     | 5月     | 6月     | 7月     | 8月     | 9月     | 10月    | 11月    | 12月   | 1月     | 2月     | 3月     | 計       |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|---------|
| 平成29年度 | 9,731  | 9,523  | 9,909  | 9,806  | 9,892  | 10,759 | 10,855 | 10,369 | 9,460 | 11,668 | 10,245 | 10,856 | 123,073 |
| 平成30年度 | 10,558 | 10,115 | 10,175 | 10,237 | 10,011 | 10,005 |        |        |       |        |        |        | 61,101  |
| 対前年同月比 | 8.5%   | 6.2%   | 2.7%   | 4.4%   | 1.2%   | -7.0%  |        |        |       |        |        |        | 2.5%    |

3. 職業紹介状況について (パートを含む) ＜原数値＞

＜数値の対比は前年同月比＞

○【職業紹介状況】は、紹介件数が1,390件(21.0%)減の5,236件となり、就職件数は367件(15.9%)減の1,948件となった。就職率(対新規求職者)は、3.3ポイント下回って43.7%となった。

うち、パートの紹介件数は256件(13.7%)減の1,610件となり、就職件数は52件(6.8%)減の715件となった。  
就職率(対新規求職者)は、0.1ポイント上回って47.1%となった。

就職(パートを含む、件)

|      | 4月     | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月    | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 計      |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 就職件数 | 平成29年度 | 2,398 | 2,504 | 2,393 | 2,116 | 2,137 | 2,315  | 2,300 | 2,146 | 1,766 | 1,849 | 2,174 | 26,799 |
|      | 平成30年度 | 2,394 | 2,514 | 2,259 | 2,116 | 2,116 | 1,948  |       |       |       |       |       | 13,347 |
|      | 対前年同月比 | -0.2% | 0.4%  | -5.6% | 0.0%  | -1.0% | -15.9% |       |       |       |       |       | -3.7%  |
| 就職率  | 平成29年度 | 36.5% | 46.5% | 49.7% | 45.6% | 42.7% | 47.0%  | 46.4% | 52.3% | 50.5% | 35.4% | 43.7% | 44.9%  |
|      | 平成30年度 | 36.9% | 47.5% | 49.7% | 46.5% | 44.3% | 43.7%  |       |       |       |       |       | 44.3%  |

(注) 就職率は新規求職者数に対する比率

4. 正社員有効求人倍率の動き＜原数値＞

○【正社員有効求人倍率】(原数値)は0.97倍となり、前年同月比で0.12ポイント上昇した。  
( 正社員有効求人数 11,823人      常用フルタイム有効求職者数 12,141人 )

※正社員有効求人倍率: 正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者数にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率よりも低い値となる。

次回公表予定日 平成30年11月30日(金)

別表1 職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

|               | 30年9月    | 30年8月    | 対 前 月<br>増減率(差)<br>(%) | 29年9月  | 対前年同月<br>増減率(差)<br>(%) |
|---------------|----------|----------|------------------------|--------|------------------------|
| 1 月間有効求職者数(人) | 19,007   | 19,230   | —                      | 20,025 | ▲5.1                   |
| 季節調整値         | * 18,944 | * 19,011 | ▲0.4                   | 19,846 | —                      |
| 2 新規求職申込件数(件) | 4,462    | 4,774    | —                      | 4,928  | ▲9.5                   |
| 3 月間有効求人数(人)  | 28,083   | 28,152   | —                      | 28,251 | ▲0.6                   |
| 季節調整値         | * 28,381 | * 28,370 | 0.04                   | 27,926 | —                      |
| 4 新規求人数(人)    | 10,005   | 10,011   | —                      | 10,759 | ▲7.0                   |
| 5 紹介件数(件)     | 5,236    | 5,682    |                        | 6,626  | ▲21.0                  |
| 6 就職件数(件)     | 1,948    | 2,116    |                        | 2,315  | ▲15.9                  |
| 7 就職率(6/2)(%) | 43.7     | 44.3     |                        | 47.0   | ▲3.3                   |
| 8 充足数(件)      | 1,866    | 2,019    |                        | 2,171  | ▲14.0                  |
| 9 充足率(8/4)(%) | 18.7     | 20.2     |                        | 20.2   | ▲1.5                   |

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成29年12月以前の数値は、平成30年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表2 有効求人倍率(季節調整値、倍)

|       | 30年9月 | 30年8月 | 前 月 差<br>(ポイント) | 29年9月 |
|-------|-------|-------|-----------------|-------|
| 宮 崎 県 | 1.50  | 1.49  | 0.01            | 1.41  |
| 全 国   | 1.64  | 1.63  | 0.01            | 1.53  |

別表3 雇用保険一般受給者実人員の推移(基本手当基本分、人) (受給者実人員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう)

|        | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平成28年度 | 3,919 | 4,652 | 4,811 | 4,912 | 5,273 | 4,993 | 4,705 | 4,439 | 4,153 | 4,060 | 3,956 | 3,868 |
| 平成29年度 | 3,540 | 4,395 | 4,290 | 4,489 | 4,914 | 4,568 | 4,591 | 4,229 | 3,828 | 3,874 | 3,706 | 3,670 |
| 平成30年度 | 3,581 | 4,444 | 4,200 | 4,553 | 4,607 | 4,331 |       |       |       |       |       |       |

別表4 安定所別有効求人倍率(原数値、倍)

|     | 30年9月 | 30年8月 | 29年9月 | 前年同月差<br>(ポイント) |
|-----|-------|-------|-------|-----------------|
| 宮 崎 | 1.55  | 1.56  | 1.52  | 0.03            |
| 延 岡 | 1.21  | 1.23  | 1.09  | 0.12            |
| 日 向 | 1.15  | 1.05  | 1.12  | 0.03            |
| 都 城 | 2.06  | 1.99  | 1.73  | 0.33            |
| 日 南 | 1.11  | 1.07  | 1.11  | 0.00            |
| 高 鍋 | 1.05  | 1.08  | 1.10  | ▲0.05           |
| 小 林 | 1.43  | 1.41  | 1.56  | ▲0.13           |
| 県 計 | 1.48  | 1.46  | 1.41  | 0.07            |

別表5 九州各県の有効求人倍率(季節調整値 差:ポイント)

|     | 30年9月 | 30年8月 | 前月差   | 29年9月 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 福岡  | 1.60  | 1.61  | ▲0.01 | 1.53  |
| 佐賀  | 1.33  | 1.33  | 0.00  | 1.27  |
| 長崎  | 1.27  | 1.25  | 0.02  | 1.19  |
| 熊本  | 1.69  | 1.72  | ▲0.03 | 1.61  |
| 大分  | 1.59  | 1.61  | ▲0.02 | 1.44  |
| 宮崎  | 1.50  | 1.49  | 0.01  | 1.41  |
| 鹿児島 | 1.35  | 1.36  | ▲0.01 | 1.23  |
| 沖縄  | 1.25  | 1.21  | 0.04  | 1.11  |

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成29年12月以前の数値は、平成30年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表6 パートタイム職業紹介状況

|               | 30年9月 | 30年8月 | 29年9月 | 前年同月<br>増減率・差<br>(%) |
|---------------|-------|-------|-------|----------------------|
| 1 月間有効求職者数(人) | 6,815 | 6,863 | 6,772 | 0.6                  |
| 2 新規求職申込件数(件) | 1,519 | 1,606 | 1,633 | ▲7.0                 |
| 3 月間有効求人数 (人) | 9,575 | 9,427 | 9,662 | ▲0.9                 |
| 4 新規求人数 (人)   | 3,378 | 3,356 | 3,822 | ▲11.6                |
| 5 紹介件数 (件)    | 1,610 | 1,759 | 1,866 | ▲13.7                |
| 6 就職件数 (件)    | 715   | 698   | 767   | ▲6.8                 |
| 7 充足数 (件)     | 667   | 645   | 722   | ▲7.6                 |
| 8 充足率 (%)     | 19.7% | 19.2% | 18.9% | 0.8                  |

別表7 新規常用求職者の求職時の態様別内訳(パートを除く)

| 県 計      |       | 24歳以下  | 25歳～34歳 | 35歳～44歳 | 45歳～54歳 | 55歳～64歳 | 65歳以上  | 合計     |
|----------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 新規求職申込件数 | 30年9月 | 447    | 730     | 704     | 529     | 379     | 134    | 2,923  |
|          | 29年9月 | 481    | 782     | 772     | 654     | 470     | 131    | 3,290  |
|          | 前年比   | ▲7.1%  | ▲6.6%   | ▲8.8%   | ▲19.1%  | ▲19.4%  | 2.3%   | ▲11.2% |
| 在職者      | 30年9月 | 140    | 268     | 273     | 198     | 102     | 20     | 1,001  |
|          | 29年9月 | 166    | 293     | 317     | 221     | 117     | 20     | 1,134  |
|          | 前年比   | ▲15.7% | ▲8.5%   | ▲13.9%  | ▲10.4%  | ▲12.8%  | 0.0%   | ▲11.7% |
| 離職者      | 30年9月 | 253    | 425     | 406     | 314     | 261     | 107    | 1,766  |
|          | 29年9月 | 244    | 448     | 420     | 396     | 320     | 95     | 1,923  |
|          | 前年比   | 3.7%   | ▲5.1%   | ▲3.3%   | ▲20.7%  | ▲18.4%  | 12.6%  | ▲8.2%  |
| 事業主都合    | 30年9月 | 17     | 51      | 73      | 73      | 67      | 37     | 318    |
|          | 29年9月 | 23     | 71      | 89      | 92      | 75      | 28     | 378    |
|          | 前年比   | ▲26.1% | ▲28.2%  | ▲18.0%  | ▲20.7%  | ▲10.7%  | 32.1%  | ▲15.9% |
| 自己都合     | 30年9月 | 235    | 369     | 320     | 233     | 165     | 52     | 1,374  |
|          | 29年9月 | 219    | 370     | 324     | 294     | 207     | 53     | 1,467  |
|          | 前年比   | 7.3%   | ▲0.3%   | ▲1.2%   | ▲20.7%  | ▲20.3%  | ▲1.9%  | ▲6.3%  |
| 無業者      | 30年9月 | 54     | 37      | 25      | 17      | 16      | 7      | 156    |
|          | 29年9月 | 71     | 41      | 35      | 37      | 33      | 16     | 233    |
|          | 前年比   | ▲23.9% | ▲9.8%   | ▲28.6%  | ▲54.1%  | ▲51.5%  | ▲56.3% | ▲33.0% |

別表8 産業別・規模別新規求人状況(原数値)

| 項 目                 |                   | 求 人 状 況 |        |        |                  |
|---------------------|-------------------|---------|--------|--------|------------------|
|                     |                   | 30年9月   | 30年8月  | 29年9月  | 前 年 同<br>月 比 (%) |
| 産業別・規模別             |                   |         |        |        |                  |
| A.B 農、林、漁業          |                   | 250     | 364    | 301    | ▲16.9            |
| C 鉱業、採石業、砂利採取業      |                   | 3       | 10     | 7      | ▲57.1            |
| D 建設業               |                   | 823     | 684    | 721    | 14.1             |
| E 製造業               |                   | 1,029   | 1,189  | 1,145  | ▲10.1            |
|                     | 食料品製造業            | 317     | 358    | 353    | ▲10.2            |
|                     | 飲料・たばこ・飼料製造業      | 165     | 83     | 141    | 17.0             |
|                     | 繊維工業              | 86      | 107    | 87     | ▲1.1             |
|                     | 木材・木製品製造業         | 92      | 59     | 82     | 12.2             |
|                     | 家具・装備品製造業         | 15      | 11     | 5      | 200.0            |
|                     | パルプ・紙・紙加工品製造業     | 15      | 23     | 9      | 66.7             |
|                     | 印刷・同関連業           | 43      | 30     | 23     | 87.0             |
|                     | 化学工業              | 40      | 47     | 18     | 122.2            |
|                     | 石油製品・石炭製品製造業      | 0       | 0      | 1      | ▲100.0           |
|                     | プラスチック製品製造業       | 36      | 78     | 45     | ▲20.0            |
|                     | ゴム製品製造業           | 9       | 20     | 1      | 800.0            |
|                     | 窯業・土石製品製造業        | 13      | 20     | 16     | ▲18.8            |
|                     | 鉄鋼業               | 1       | 0      | 3      | ▲66.7            |
|                     | 非鉄金属製造業           | 0       | 3      | 0      | -                |
|                     | 金属製品製造業           | 43      | 47     | 92     | ▲53.3            |
|                     | はん用機械器具製造業        | 16      | 47     | 41     | ▲61.0            |
|                     | 生産用機械器具製造業        | 14      | 16     | 15     | ▲6.7             |
|                     | 業務用機械器具製造業        | 13      | 59     | 10     | 30.0             |
|                     | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 37      | 23     | 117    | ▲68.4            |
|                     | 電気機械器具製造業         | 17      | 34     | 13     | 30.8             |
|                     | 情報通信機械器具製造業       | 9       | 44     | 20     | ▲55.0            |
|                     | 輸送用機械器具製造業        | 18      | 40     | 39     | ▲53.8            |
|                     | その他の製造業           | 30      | 40     | 14     | 114.3            |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業     |                   | 6       | 5      | 2      | 200.0            |
| G 情報通信業             |                   | 151     | 178    | 207    | ▲27.1            |
| H 運輸業、郵便業           |                   | 453     | 456    | 412    | 10.0             |
| I 卸売業、小売業           |                   | 1,326   | 1,350  | 1,391  | ▲4.7             |
| J 金融業、保険業           |                   | 52      | 64     | 64     | ▲18.8            |
| K 不動産業、物品賃貸業        |                   | 94      | 69     | 113    | ▲16.8            |
| L 学術研究、専門・技術サービス業   |                   | 231     | 149    | 349    | ▲33.8            |
| M 宿泊業、飲食サービス業       |                   | 517     | 724    | 938    | ▲44.9            |
|                     | 宿泊業               | 135     | 96     | 122    | 10.7             |
| N 生活関連サービス業、娯楽業     |                   | 312     | 370    | 267    | 16.9             |
| O 教育、学習支援業          |                   | 144     | 147    | 136    | 5.9              |
| P 医療、福祉             |                   | 2,687   | 2,525  | 2,788  | ▲3.6             |
| Q 複合サービス事業          |                   | 173     | 161    | 117    | 47.9             |
| R サービス業(他に分類されないもの) |                   | 1,682   | 1,481  | 1,716  | ▲2.0             |
| S.T 公務、その他          |                   | 72      | 85     | 85     | ▲15.3            |
| 合 計                 |                   | 10,005  | 10,011 | 10,759 | ▲7.0             |
| 規<br>模<br>別         | 29人以下             | 6,486   | 6,387  | 7,179  | ▲9.7             |
|                     | 30～99人            | 2,190   | 2,311  | 2,341  | ▲6.5             |
|                     | 100～299人          | 1,010   | 945    | 963    | 4.9              |
|                     | 300～499人          | 167     | 193    | 115    | 45.2             |
|                     | 500～999人          | 146     | 114    | 153    | ▲4.6             |
|                     | 1,000人以上          | 6       | 61     | 8      | ▲25.0            |

産業分類は、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

# 正社員の有効求人倍率（原数値）の推移

○ 正社員有効求人倍率は、0.97倍と前年同月比で0.12ポイント上昇。

（倍）

|     | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1月  |       | 0.45  | 0.43  | 0.46  | 0.40  | 0.28  | 0.25  | 0.34  | 0.39  | 0.42  | 0.51  | 0.59  | 0.68  | 0.82  | 0.98  |
| 2月  |       | 0.43  | 0.44  | 0.47  | 0.40  | 0.26  | 0.24  | 0.35  | 0.38  | 0.42  | 0.51  | 0.58  | 0.69  | 0.81  | 0.97  |
| 3月  |       | 0.41  | 0.43  | 0.43  | 0.38  | 0.24  | 0.24  | 0.33  | 0.37  | 0.41  | 0.50  | 0.57  | 0.67  | 0.77  | 0.93  |
| 4月  |       | 0.36  | 0.39  | 0.38  | 0.33  | 0.21  | 0.22  | 0.30  | 0.34  | 0.37  | 0.46  | 0.53  | 0.64  | 0.74  | 0.90  |
| 5月  |       | 0.32  | 0.39  | 0.35  | 0.32  | 0.19  | 0.21  | 0.29  | 0.34  | 0.36  | 0.46  | 0.52  | 0.65  | 0.75  | 0.90  |
| 6月  |       | 0.30  | 0.38  | 0.35  | 0.29  | 0.18  | 0.21  | 0.30  | 0.34  | 0.38  | 0.48  | 0.52  | 0.67  | 0.77  | 0.95  |
| 7月  |       | 0.31  | 0.38  | 0.35  | 0.30  | 0.19  | 0.22  | 0.31  | 0.35  | 0.40  | 0.49  | 0.55  | 0.67  | 0.79  | 0.96  |
| 8月  |       | 0.32  | 0.41  | 0.37  | 0.32  | 0.19  | 0.24  | 0.33  | 0.37  | 0.43  | 0.51  | 0.59  | 0.71  | 0.82  | 0.96  |
| 9月  |       | 0.34  | 0.41  | 0.38  | 0.32  | 0.20  | 0.26  | 0.33  | 0.38  | 0.45  | 0.53  | 0.61  | 0.73  | 0.85  | 0.97  |
| 10月 |       | 0.36  | 0.41  | 0.39  | 0.31  | 0.21  | 0.27  | 0.33  | 0.39  | 0.46  | 0.54  | 0.63  | 0.76  | 0.87  |       |
| 11月 | 0.43  | 0.39  | 0.44  | 0.39  | 0.31  | 0.21  | 0.29  | 0.35  | 0.40  | 0.47  | 0.58  | 0.66  | 0.77  | 0.90  |       |
| 12月 | 0.44  | 0.41  | 0.45  | 0.41  | 0.30  | 0.23  | 0.33  | 0.37  | 0.42  | 0.50  | 0.59  | 0.68  | 0.81  | 0.94  |       |

（資料出所） 宮崎労働局集計  
 ※数値は原数値。  
 ※正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。  
 ※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

# 【参考指標】 就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値）（30年9月）

## 「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 宮崎県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.65倍で受理地別の有効求人倍率(1.50倍)より0.15ポイント高い。

|       |     | ①<br>有効求職者数 | ②<br>有効求人数 | ③<br>就業地別<br>有効求人数 | ④<br>有効求人倍率<br><br>②／① | ⑤<br>【参考指標】<br>就業地別<br>有効求人倍率<br>③／① | ⑥差<br><br>⑤－④ |
|-------|-----|-------------|------------|--------------------|------------------------|--------------------------------------|---------------|
| 平成29年 | 9月  | 19,846      | 27,926     | 30,647             | 1.41                   | <b>1.54</b>                          | 0.13          |
|       | 10月 | 19,860      | 28,176     | 30,957             | 1.42                   | <b>1.56</b>                          | 0.14          |
|       | 11月 | 19,864      | 28,795     | 31,465             | 1.45                   | <b>1.58</b>                          | 0.13          |
|       | 12月 | 19,847      | 29,104     | 31,946             | 1.47                   | <b>1.61</b>                          | 0.14          |
| 平成30年 | 1月  | 19,375      | 29,602     | 32,496             | 1.53                   | <b>1.68</b>                          | 0.15          |
|       | 2月  | 19,222      | 28,621     | 31,660             | 1.49                   | <b>1.65</b>                          | 0.16          |
|       | 3月  | 19,137      | 28,646     | 31,456             | 1.50                   | <b>1.64</b>                          | 0.14          |
|       | 4月  | 19,310      | 28,912     | 31,829             | 1.50                   | <b>1.65</b>                          | 0.15          |
|       | 5月  | 19,408      | 28,884     | 31,719             | 1.49                   | <b>1.63</b>                          | 0.14          |
|       | 6月  | 19,064      | 29,262     | 31,899             | 1.53                   | <b>1.67</b>                          | 0.14          |
|       | 7月  | 18,912      | 29,146     | 31,858             | 1.54                   | <b>1.68</b>                          | 0.14          |
|       | 8月  | 19,011      | 28,370     | 31,426             | 1.49                   | <b>1.65</b>                          | 0.16          |
|       | 9月  | 18,944      | 28,381     | 31,287             | 1.50                   | <b>1.65</b>                          | 0.15          |

（資料出所）宮崎労働局

※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、平成29年12月以前の数値は、平成30年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。

※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人数を割り当てて配分している。



宮崎労働局発表  
平成 30 年 10 月 30 日

【照会先】  
宮崎労働局職業安定部職業安定課  
(担 当)  
職業安定部長 山下 拓志  
職業安定課長 花田 良和  
(電 話) 0985-38-8823

### 平成 30 年度 新規学校卒業予定者の求職・求人等の状況（9 月末）

～就職内定率は過去最高 57.9%（平成 6 年 3 月卒以降）

～就職内定者に占める県内内定者の割合は過去最高 52.8%（平成 6 年 3 月卒以降）～

宮崎労働局（局長 吉田 研一）では、平成 31 年 3 月に県内の学校を卒業する学生等の求職・求人・内定等の状況を調査し、平成 30 年 9 月末の状況として取りまとめました。

#### 【高校新卒者】（別紙：平成 30 年 9 月末）

○求人数は、4,161 人で前年同月比（3,866 人）7.6%の増。

○求職者数は、2,611 人で同（2,561 人）2.0%の増。

○求職者全体の求人倍率は、1.59 倍で同（1.51 倍）0.08 ポイントの増。

○就職内定率は、57.9%で同（56.0%）1.9 ポイントの増。

○就職内定者に占める県内内定者の割合は 52.8%で同（51.3%）1.5 ポイントの増。

（参考）安定所管轄別就職内定者に占める県内内定者の割合

宮崎所管内：49.9% 延岡所管内：55.3% 日向所管内：59.7% 都城所管内：47.5%

日南所管内：50.0% 高鍋所管内：79.7% 小林所管内：47.7%

#### 【大学等新卒者】

○大学等新卒者の就職状況については10月末時点から公表予定です。

※宮崎労働局管内の各ハローワーク、新卒応援ハローワーク（ハローワークプラザ宮崎内）では新規学卒者や卒業後未就職者の就職支援として、個別相談、求人開拓、応募書類の書き方、面接の練習、ミニ面接会などを実施しています。

※高校の数値については、県内の県立及び私立高校からのハローワークへの報告（学校やハローワークからの職業紹介を希望している生徒の状況等）を取りまとめたものです。

※求人数は県内の事業所より提出されたものを公表しています。



## 新規学校卒業者の求職・求人・就職の状況

(平成31年3月卒業予定者)

宮崎労働局

| 区 分              |                            | 平成30年 9月末現在 |       |       | 前 年 同 月 |       |       | 対 前 年<br>増減率・差 |
|------------------|----------------------------|-------------|-------|-------|---------|-------|-------|----------------|
|                  |                            | 計           | 男     | 女     | 計       | 男     | 女     |                |
| 中<br>学<br>卒<br>業 | ① 求 職 者 数                  | 7           | 7     | 0     | 4       | 4     | 0     | 75.0%          |
|                  | うち 県 内                     | 7           | 7     | 0     | 4       | 4     | 0     | 75.0%          |
|                  | うち 県 外                     | 0           | 0     | 0     | 0       | 0     | 0     | 0.0%           |
|                  | ② 求 人 数                    | 0           |       |       | 0       |       |       | —              |
| 高<br>校<br>卒<br>業 | ③ 求 人 倍 率 ② / ①            | 0.00        |       |       | 0.00    |       |       | 0.00           |
|                  | ① 求 職 者 数                  | 2,611       | 1,545 | 1,066 | 2,561   | 1,604 | 957   | 2.0%           |
|                  | うち 県 内                     | 1,523       | 786   | 737   | 1,457   | 780   | 677   | 4.5%           |
|                  | うち 県 外                     | 1,088       | 759   | 329   | 1,104   | 824   | 280   | -1.4%          |
|                  | 求職者全体に占める<br>県内希望者の割合      | 58.3%       | 50.9% | 69.1% | 56.9%   | 48.6% | 70.7% | 1.4            |
|                  | ② 就 職 内 定 者 数              | 1,512       | 948   | 564   | 1,434   | 947   | 487   | 5.4%           |
|                  | うち 県 内                     | 799         | 435   | 364   | 735     | 401   | 334   | 8.7%           |
|                  | うち 県 外                     | 713         | 513   | 200   | 699     | 546   | 153   | 2.0%           |
|                  | 就職内定者全体に占める<br>県内内定者の割合    | 52.8%       | 45.9% | 64.5% | 51.3%   | 42.3% | 68.6% | 1.5            |
|                  | ③ 有 効 求 職 者 数<br>( ① — ② ) | 1,099       | 597   | 502   | 1,127   | 657   | 470   | -2.5%          |
|                  | うち 県 内                     | 724         | 351   | 373   | 722     | 379   | 343   | 0.3%           |
|                  | うち 県 外                     | 375         | 246   | 129   | 405     | 278   | 127   | -7.4%          |
| 業                | ④ 求 人 数                    | 4,161       |       |       | 3,866   |       |       | 7.6%           |
|                  | ⑤ 求 人 倍 率 ④ / ①            | 1.59        |       |       | 1.51    |       |       | 0.08           |
|                  | 県内求職者に対する<br>求人倍率          | 2.73        |       |       | 2.65    |       |       | 0.08           |
|                  | ⑥ 就 職 内 定 率 ② / ①          | 57.9%       | 61.4% | 52.9% | 56.0%   | 59.0% | 50.9% | 1.9            |
|                  | うち 県 内                     | 52.5%       | 55.3% | 49.4% | 50.4%   | 51.4% | 49.3% | 2.1            |
|                  | うち 県 外                     | 65.5%       | 67.6% | 60.8% | 63.3%   | 66.3% | 54.6% | 2.2            |

※中学卒業予定者は1月末の状況から公表を予定している。

※求人数は県内の事業所より提出されたものを公表している。

# 新規学校卒業者の求職・求人・就職の状況(安定所別)

〈平成 31 年 3 月 卒業 予定 者〉

|                  |                                 |        | 宮崎    | 延岡    | 日向    | 都城    | 日南    | 高鍋    | 小林    | 計     |
|------------------|---------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中<br>学<br>卒<br>業 | ① 求職者数                          | H30. 9 | 0     | 2     | 5     | 0     | 0     | 0     | 0     | 7     |
|                  |                                 | 前年同月   | 0     | 4     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 4     |
|                  |                                 | 差      | 0     | -2    | 5     | 0     | 0     | 0     | 0     | 3     |
|                  |                                 | うち県内   | 0     | 2     | 5     | 0     | 0     | 0     | 0     | 7     |
|                  | ② 就職内定者数                        | H30. 9 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                  |                                 | 前年同月   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                  |                                 | 差      | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                  |                                 | うち県内   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                  | ③ 求人数                           | H30. 9 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                  |                                 | 前年同月   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                  | ④ 求人倍率<br>③/①                   | H30. 9 | -     | 0.00  | 0.00  | -     | -     | -     | -     | 0.00  |
|                  |                                 | 前年同月   | -     | 0.00  | -     | -     | -     | -     | -     | 0.00  |
|                  |                                 | 差      | -     | 0.00  | -     | -     | -     | -     | -     | 0.00  |
| 高<br>校<br>卒<br>業 | ① 求職者数                          | H30. 9 | 954   | 420   | 252   | 500   | 164   | 153   | 168   | 2,611 |
|                  |                                 | 前年同月   | 948   | 412   | 227   | 521   | 153   | 151   | 149   | 2,561 |
|                  |                                 | 差      | 6     | 8     | 25    | -21   | 11    | 2     | 19    | 50    |
|                  |                                 | うち県内   | 529   | 248   | 165   | 263   | 94    | 125   | 99    | 1,523 |
|                  | ② 就職内定者数                        | H30. 9 | 531   | 295   | 154   | 255   | 94    | 74    | 109   | 1,512 |
|                  |                                 | 前年同月   | 511   | 259   | 152   | 268   | 73    | 83    | 88    | 1,434 |
|                  |                                 | 差      | 20    | 36    | 2     | -13   | 21    | -9    | 21    | 78    |
|                  |                                 | うち県内   | 265   | 163   | 92    | 121   | 47    | 59    | 52    | 799   |
|                  | ③ 有効求職者数<br>①-②                 | H30. 9 | 423   | 125   | 98    | 245   | 70    | 79    | 59    | 1,099 |
|                  |                                 | 前年同月   | 437   | 153   | 75    | 253   | 80    | 68    | 61    | 1,127 |
|                  |                                 | 差      | -14   | -28   | 23    | -8    | -10   | 11    | -2    | -28   |
|                  |                                 | うち県内   | 264   | 85    | 73    | 142   | 47    | 66    | 47    | 724   |
|                  | ④ 求人数                           | H30. 9 | 1,447 | 508   | 308   | 1,046 | 193   | 359   | 300   | 4,161 |
|                  |                                 | 前年同月   | 1,364 | 490   | 247   | 947   | 211   | 341   | 266   | 3,866 |
|                  |                                 | 比      | 6.1%  | 3.7%  | 24.7% | 10.5% | -8.5% | 5.3%  | 12.8% | 7.6%  |
|                  |                                 | うち県内   | 264   | 85    | 73    | 142   | 47    | 66    | 47    | 724   |
|                  | ⑤ 求人倍率<br>④/①                   | H30. 9 | 1.52  | 1.21  | 1.22  | 2.09  | 1.18  | 2.35  | 1.79  | 1.59  |
|                  |                                 | 前年同月   | 1.44  | 1.19  | 1.09  | 1.82  | 1.38  | 2.26  | 1.79  | 1.51  |
|                  |                                 | 差      | 0.08  | 0.02  | 0.13  | 0.27  | -0.20 | 0.09  | 0.00  | 0.08  |
|                  |                                 | うち県内   | 264   | 85    | 73    | 142   | 47    | 66    | 47    | 724   |
|                  | ⑥ 就職内定率<br>②/①                  | H30. 9 | 55.7% | 70.2% | 61.1% | 51.0% | 57.3% | 48.4% | 64.9% | 57.9% |
|                  |                                 | 前年同月   | 53.9% | 62.9% | 67.0% | 51.4% | 47.7% | 55.0% | 59.1% | 56.0% |
|                  |                                 | 差      | 1.8   | 7.3   | -5.9  | -0.4  | 9.6   | -6.6  | 5.8   | 1.9   |
|                  |                                 | うち県内   | 50.1% | 65.7% | 55.8% | 46.0% | 50.0% | 47.2% | 52.5% | 52.5% |
| 卒<br>業           | ⑦ 県内求職者<br>に対する<br>求人倍率         | H30. 9 | 2.74  | 2.05  | 1.87  | 3.98  | 2.05  | 2.87  | 3.03  | 2.73  |
|                  |                                 | 前年同月   | 2.62  | 2.28  | 1.58  | 3.36  | 2.57  | 2.82  | 3.28  | 2.65  |
|                  |                                 | 差      | 0.12  | -0.23 | 0.29  | 0.62  | -0.52 | 0.05  | -0.25 | 0.08  |
|                  |                                 | うち県内   | 2.74  | 2.05  | 1.87  | 3.98  | 2.05  | 2.87  | 3.03  | 2.73  |
|                  | ⑧ うち県内<br>就職内定率<br>②/①          | H30. 9 | 50.1% | 65.7% | 55.8% | 46.0% | 50.0% | 47.2% | 52.5% | 52.5% |
|                  |                                 | 前年同月   | 44.2% | 55.8% | 61.5% | 51.1% | 41.5% | 52.1% | 59.3% | 50.4% |
|                  |                                 | 差      | 5.9   | 9.9   | -5.7  | -5.1  | 8.5   | -4.9  | -6.8  | 2.1   |
|                  |                                 | うち県内   | 50.1% | 65.7% | 55.8% | 46.0% | 50.0% | 47.2% | 52.5% | 52.5% |
|                  | ⑨ うち県内<br>有効求職者<br>に対する<br>求人倍率 | H30. 9 | 50.1% | 65.7% | 55.8% | 46.0% | 50.0% | 47.2% | 52.5% | 52.5% |
|                  |                                 | 前年同月   | 44.2% | 55.8% | 61.5% | 51.1% | 41.5% | 52.1% | 59.3% | 50.4% |
|                  |                                 | 差      | 5.9   | 9.9   | -5.7  | -5.1  | 8.5   | -4.9  | -6.8  | 2.1   |
|                  |                                 | うち県内   | 50.1% | 65.7% | 55.8% | 46.0% | 50.0% | 47.2% | 52.5% | 52.5% |

\* 端数処理の関係で最下位の数値があわない場合がある。

## 新規学校卒業者の求職・求人等の状況(安定所別)

〈平成31年3月卒業予定者〉

宮崎労働局(平成30年9月末現在)

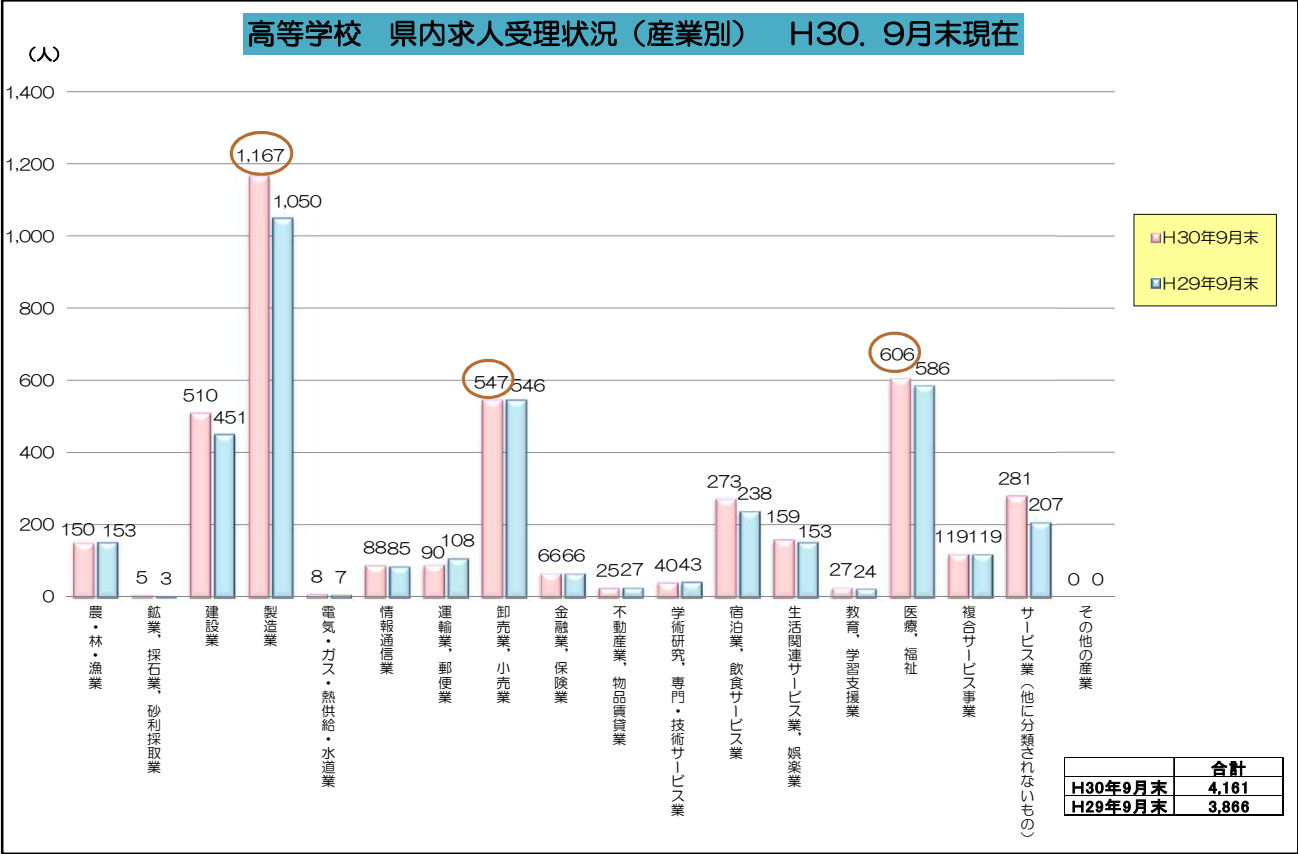
| 項目<br>安定所名 | ①求人数          | ②求職者数        | ③求人倍率       |
|------------|---------------|--------------|-------------|
| 合 計        | 4,161 (7.6%)  | 2,611 (2.0%) | 1.59 (0.1)  |
| 宮 崎        | 1,447 (6.1%)  | 954 (0.6%)   | 1.52 (0.1)  |
| 延 岡        | 508 (3.7%)    | 420 (1.9%)   | 1.21 (0.0)  |
| 日 向        | 308 (24.7%)   | 252 (11.0%)  | 1.22 (0.1)  |
| 都 城        | 1,046 (10.5%) | 500 (▲4.0%)  | 2.09 (0.3)  |
| 日 南        | 193 (▲8.5%)   | 164 (7.2%)   | 1.18 (▲0.2) |
| 高 鍋        | 359 (5.3%)    | 153 (1.3%)   | 2.35 (0.1)  |
| 小 林        | 300 (12.8%)   | 168 (12.8%)  | 1.79 (0.0)  |

注) 1. ②欄「求職者数」は、就職希望者のうち自営、縁故就職・公務員への応募者等を除く、学校又は公共職業安定所の紹介を希望するものである。

2. ( )内は、前年同月比である。

平成31年3月高等学校卒業予定者に係る産業別求人状況  
【平成30年 9月末現在】

宮崎労働局



| 産業分類              | H30年9月末 | H29年9月末 | 対前年増減率 |
|-------------------|---------|---------|--------|
| 農・林・漁業            | 150     | 153     | ▲2.0%  |
| 鉱業、採石業、砂利採取業      | 5       | 3       | 66.7%  |
| 建設業               | 510     | 451     | 13.1%  |
| 製造業               | 1167    | 1050    | 11.1%  |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     | 8       | 7       | 14.3%  |
| 情報通信業             | 88      | 85      | 3.5%   |
| 運輸業、郵便業           | 90      | 108     | ▲16.7% |
| 卸売業、小売業           | 547     | 546     | 0.2%   |
| 金融業、保険業           | 66      | 66      | 0.0%   |
| 不動産業、物品賃貸業        | 25      | 27      | ▲7.4%  |
| 学術研究、専門・技術サービス業   | 40      | 43      | ▲7.0%  |
| 宿泊業、飲食サービス業       | 273     | 238     | 14.7%  |
| 生活関連サービス業、娯楽業     | 159     | 153     | 3.9%   |
| 教育、学習支援業          | 27      | 24      | 12.5%  |
| 医療、福祉             | 606     | 586     | 3.4%   |
| 複合サービス事業          | 119     | 119     | 0.0%   |
| サービス業（他に分類されないもの） | 281     | 207     | 35.7%  |
| その他の産業            | 0       | 0       | －      |
| 合計                | 4,161   | 3,866   | 7.6%   |















宮崎労働局発表  
平成 30 年 10 月 25 日

【照会先】  
宮崎労働局労働基準部監督課  
課 長 福山 栄隆  
主任監察監督官 岡元 秀樹  
専門監督官 吉田 恭  
(電話) 0985-38-8834  
(FAX) 0985-38-8830

報道関係者 各位

## 11 月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、全国 47 都道府県で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを行います。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

### 【取組概要】

#### 1 国民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施  
過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、全国 48 会場でシンポジウムを開催します。
- ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施  
国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等と、その防止に対する関心と理解を深めるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

#### 2 過重労働解消キャンペーン

過労死等につながる過重労働などへの対応として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、過重労働に関する全国一斉の無料電話相談などを行います。

宮崎労働局（局長：吉田 研一）では、過労死等防止啓発月間中に以下の取組を実施します。

➤「過労死等防止対策推進シンポジウム」概要

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

日時：平成 30 年 11 月 20 日（火） 14:00～16:30（受付 13:30～）

場所：宮日会館 11 階 ホール（宮崎市高千穂通 1-1-33）

【参加申込方法】 事前に下記ホームページからお申し込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

➤「過重労働解消キャンペーン」概要

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、宮崎労働局長名による協力要請を行うこととしています。

2 宮崎労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

宮崎労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により紹介します。

【訪問企業及び日時】

訪問企業：有限会社ぎょうざの丸岡（都城市志比田町 7 3 1 4）

訪問日時：平成 30 年 11 月 6 日（火） 14:00～15:30

3 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。

4 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時：平成 30 年 11 月 4 日（日）9:00～17:00

フリーダイヤル：なくしましょう 長い残業 0120(794)713

※九州・沖縄区域の実施主体は福岡労働局になります。

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

日時：平成 30 年 11 月 6 日（火） 14:00～16:30

場所：宮崎空港ビル 2 階レセプションルーム A・B（宮崎市大字赤江）

【参加申込方法】事前に下記のホームページからお申し込みください。

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

【別紙 1】平成 30 年度過労死等防止対策推進シンポジウムの概要

【別紙 2】平成 30 年度過重労働解消キャンペーンの概要

# 平成 30 年度過労死等防止対策推進シンポジウムの概要

## 1 趣旨

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 30 年 7 月 24 日閣議決定）に基づく対策により、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促すとともに、これに対する国民の関心と理解を深めるため、11 月の「過労死等防止啓発月間」に過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

## 2 開催日時等（参加無料）

### （1）開催日時

平成 30 年 11 月 20 日 14：00～16：30（受付 13：30～）

### （2）開催場所

宮日会館 11 階ホール  
宮崎市高千穂通 1－1－33

### （3）参加申込み方法等

会場の都合上、事前申込みとしております。申込みは Web 又は FAX でお願ひします（別紙リーフレットをご参照ください）。

なお、定員に満たない場合には、当日参加も可能です。

# 平成 30 年度過重労働解消キャンペーンの概要（宮崎労働局）

## 1 実施期間

平成 30 年 11 月 1 日（木）から 11 月 30 日（金）までの 1 か月間

## 2 具体的な取組

### （1）「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

[フリーダイヤル] フリーダイヤル なくしましょう 長い残業  
0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

[実施日時] 平成 30 年 11 月 4 日（日） 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

※九州・沖縄区域から発信された電話の相談は、福岡労働局が対応します。

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 宮崎労働局または各労働基準監督署（開庁時間 平日 8:30~17:15）

| 対応窓口          | 電話番号         |
|---------------|--------------|
| 宮崎労働局労働基準部監督課 | 0985-38-8834 |
| 宮崎労働基準監督署     | 0985-29-6000 |
| 延岡労働基準監督署     | 0982-34-3331 |
| 都城労働基準監督署     | 0986-23-0192 |
| 日南労働基準監督署     | 0987-23-5277 |

イ 労働条件相談ほっとライン（委託事業）

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] フリーダイヤル はい！ 労働  
0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

[相談受付時間] 月～金 17 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0、土・日 9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[URL]

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/mail\\_madoguchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html)

### （2）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、宮崎県内の使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、宮崎労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

### (3) 宮崎労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

宮崎労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例を報道等により紹介します。

### (4) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

#### ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

#### イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる 36 協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

#### ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※監督指導の結果、公表された場合や、1 年間に 2 回以上同一条項の違反については是正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を一定期間受理しません。

また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取り組みを行うようご協力をお願いしています。

### (5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く県民に周知を図ります。

### (6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します（事前予約制、参加料無料）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、宮崎県では以下のとおり「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を開催します。

[日時]：平成 30 年 11 月 6 日（火） 14:00～16:30

[場所]：宮崎空港ビル 2 階レセプションルーム A・B（宮崎市大字赤江）

[URL] <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



宮崎労働局発表  
平成 30 年 10 月 25 日

【照会先】  
宮崎労働局労働基準部監督課  
課長 福山 栄隆  
主任監察監督官 岡元 秀樹  
専門監督官 吉田 恭  
(電話) 0985-38-8834  
(FAX) 0985-38-8830

報道関係者 各位

## 労働局長がベストプラクティス企業を訪問します

～長時間労働の削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介～

厚生労働省では、11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどの取組を行います。

宮崎労働局長（吉田 <sup>よしだ</sup> <sup>けんいち</sup> 研一）は、過重労働解消キャンペーンの一環として、長時間労働の削減に向けて積極的に取り組んでいる有限会社ぎょうざの丸岡を訪問し、代表者との面談を通じて、その取組手法や効果を収集した上で県内事業場に広報等により紹介することとしております。

報道各位の皆様には積極的な取材をよろしくお願いします。

### ① 訪問企業

有限会社ぎょうざの丸岡  
都城市志比田町 7 3 1 4

### ② 訪問日時

平成 30 年 11 月 6 日（火）14:00～15:30（予定）

### ③ 取材について

訪問時の様子を公開し、訪問企業の長時間労働の削減に向けた積極的な取組事例を紹介します。

取材を希望される報道機関は、前日までに宮崎労働局労働基準部監督課（0985-38-8834）へご連絡下さい。

（参考資料 1）平成 30 年度過重労働解消キャンペーンの概要（宮崎労働局）

（参考資料 2）有限会社ぎょうざの丸岡の会社概要

# 平成 30 年度過重労働解消キャンペーンの概要（宮崎労働局）

## 1 実施期間

平成 30 年 11 月 1 日（木）から 11 月 30 日（金）までの 1 か月間

## 2 具体的な取組

### （1）「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

[フリーダイヤル] フリーダイヤル なくしましょう 長い残業 0120-794-713

[実施日時] 平成 30 年 11 月 4 日（日） 9：00～17：00

※九州・沖縄区域から発信された電話の相談は、福岡労働局が対応します。

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 宮崎労働局または各労働基準監督署（開庁時間 平日 8:30～17:15）

| 対応窓口          | 電話番号         |
|---------------|--------------|
| 宮崎労働局労働基準部監督課 | 0985-38-8834 |
| 宮崎労働基準監督署     | 0985-29-6000 |
| 延岡労働基準監督署     | 0982-34-3331 |
| 都城労働基準監督署     | 0986-23-0192 |
| 日南労働基準監督署     | 0987-23-5277 |

イ 労働条件相談ほっとライン（委託事業）

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] フリーダイヤル はい！ 労働 0120-811-610

[相談受付時間] 月～金 17：00～22:00、土・日 9：00～21:00

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[URL]

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/mail\\_madoguchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html)

### （2）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、宮崎県内の使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、宮崎労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

### (3) 宮崎労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

宮崎労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例を報道等により紹介します。

### (4) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

#### ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

#### イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる 36 協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

#### ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※監督指導の結果、公表された場合や、1 年間に 2 回以上同一条項の違反については是正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を一定期間受理しません。

また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取組を行うようご協力をお願いしています。

### (5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く県民に周知を図ります。

### (6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します（事前予約制、参加料無料）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、宮崎県では以下のとおり「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を開催します。

[日時]：平成 30 年 11 月 6 日（火） 14:00～16:30

[場所]：宮崎空港ビル 2 階レセプションルーム A・B（宮崎市大字赤江）

[URL] <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

## 会社概要

有限会社ぎょうざの丸岡

所在地 宮崎県都城市志比田町 7 3 1 4 （本社及び工場）

代表取締役 丸岡 久浩

事業内容 ぎょうざ製造等食料品製造業

労働者数 約 1 2 0 名

電話番号 0986-46-1100

## 会社案内図



宮崎労働局発表  
平成 30 年 10 月 30 日

【照会先】  
宮崎労働局職業安定部訓練室  
室 長 東 富美恵  
地方人材育成担当官 三輪 朗子  
(電話) 0985-38-8838

報道関係者 各位

## 11 月は『人材開発促進月間』です！

厚生労働省では、11 月を「人材開発促進月間」としています。月間を中心に、関係機関において、職業能力の開発・向上の促進や技能の振興に資する様々な取組が行われます。

宮崎労働局では、現在仕事探しをしている求職者の方や、企業で働いている従業員の方の職業能力の開発・向上などが積極的に行われるように、公的職業訓練や事業主への助成金などによる様々な支援を行っており、月間を通じてそれらの取組を、より地域に P R していきます。(具体的には、下記 1・2 のとおり)

また、宮崎県をはじめとする関係機関においても、下記 3 の取組を行うこととしています。

### 記

#### **1 労働局が実施する行事**

##### **(1) ハロートレーニングメディアツアーの実施**

・報道に携わる皆様に、「ものづくり訓練」の「現場を見て」、「体験して」、「知って」いただくツアーを開催するものです。

見学、体験だけでなく、報道に携わる皆様と、訓練受講生及び訓練受講生を採用した事業所との意見交換の場を設け、ハロートレーニングの魅力とその効果を直接伝えます。

開催日時：平成 30 年 12 月 13 日 (木) 13:30～15:30

開催場所：ポリテクセンター宮崎

#### **2 労働局（公共職業安定所）が実施する行事**

##### **(1) ハローワークにおける求職者向け訓練説明会の実施**

・訓練の内容や訓練を受けることの効果について、訓練実施施設から“生の説明”が直接聞けるイベントです。

##### **【ハローワーク宮崎】**

開催日時：平成 30 年 11 月 12 日 (月) 13:30～15:25

開催場所：ハローワーク宮崎 別館会議室

※その他のハローワークにおいても、随時開催する計画です。

## (2) 事業主等への重点周知

- ・従業員のスキルアップ等、人材開発に取り組む事業主の皆さまを支援するために様々な支援を行っており、これらの支援内容について、月間中に事業主等へ重点周知を行います。

【参考】リーフレット「人材開発支援策」のご案内

○事業主の方へ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/)

(※「人材開発支援策」のご案内リーフレットは別紙1のとおり)

## (3) 就職説明会等での「職業相談・訓練相談窓口」の設置、

- ・求職者の相談や受講案内を行い、職業訓練の有効性をアピールします。

【のべおか介護就職デイ・面談会】

開催日時：平成30年11月14日（水）13:30～15:30

開催場所：ハローワーク延岡 2階会議室

【のべおか就職説明会】

開催日時：平成30年11月26日（月）13:30～15:30

開催場所：延岡総合文化センター

## 3 関係団体が実施する行事

### (1) ポリテクセンター施設見学会

- ・実際の訓練を「見て」・「聞いて」・「感じて」いただく機会です。

【ポリテクセンター宮崎】

開催日時：平成30年11月16日（金）10:00～15:00

【ポリテクセンター延岡】

開催日時：平成30年11月7日（水）9:00～16:20

### (2) ものづくり体験教室

開催日：平成30年11月3日（土）9:30～12:00

開催場所：ポリテクセンター延岡

主催：ポリテクセンター延岡

内容：若年者の「ものづくり技能」への理解を深めていただくために、施設を開放しものづくりを体験

### (3) パネル展示

開催日：平成30年11月19日（月）～平成30年11月25日（日）

開催場所：宮崎県庁本館

主催：宮崎県

内容：「ものづくり技能」への理解を深めていただくために、技能検定や技能振興に関するパネルを展示

(4) 宮崎県職業能力開発関係表彰・伝達式

開 催 日：平成 30 年 12 月 12 日（水）16:00～17:00

開催場所：ニューウェルシティル宮崎

主 催：宮崎県/宮崎県職業能力開発協会/宮崎県技能士会連合会

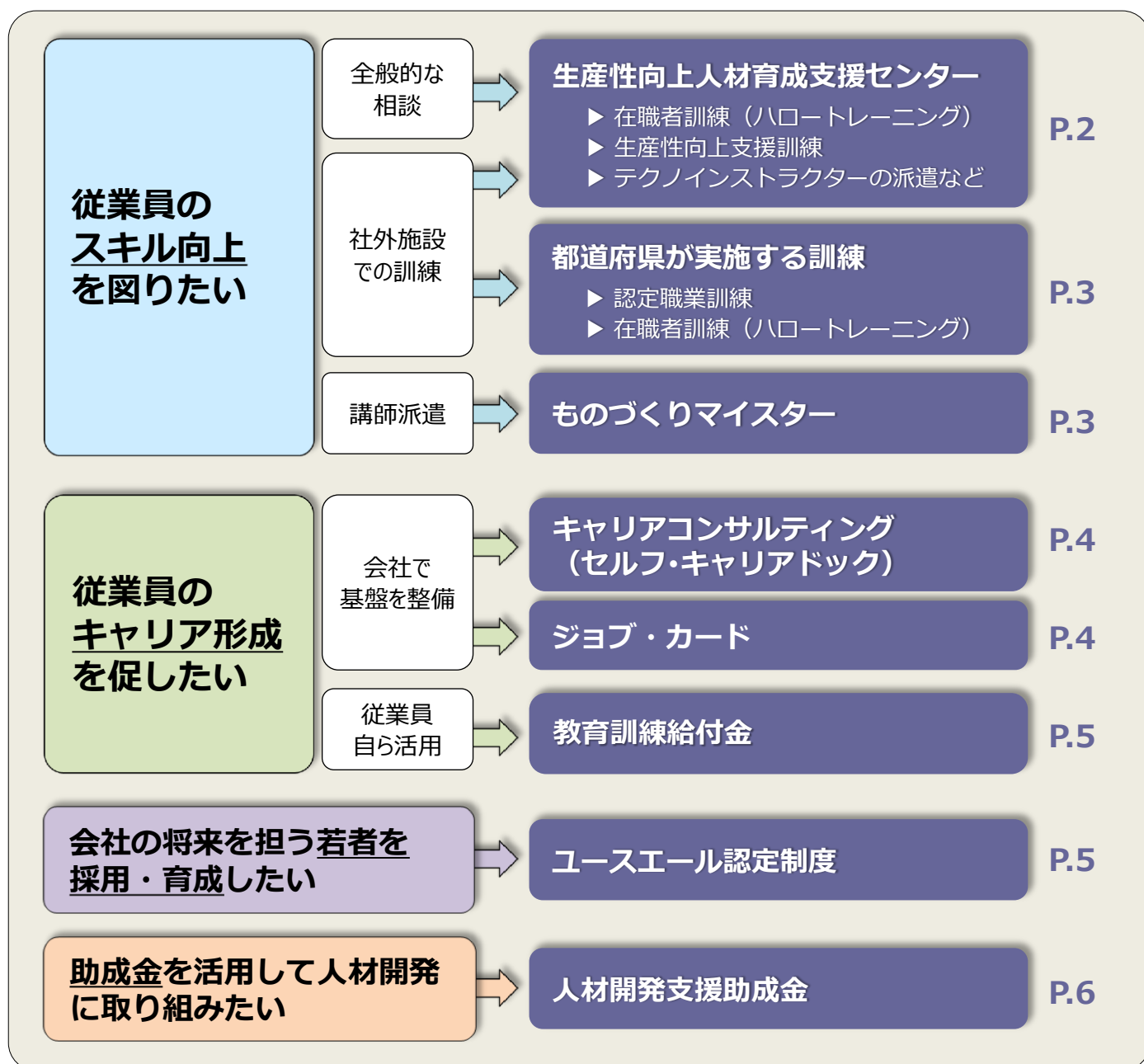
内 容：県内の技能振興や職業訓練など職業能力開発に多大な貢献のあった  
方々の表彰等



# 人材開発に取り組む事業主を支援します！ 「人材開発支援策」のご案内

〔平成30年4月1日改訂版〕

厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、様々な支援策を用意しています。平成30年度からの新設・拡充項目もご案内していますので、従業員のキャリアアップを図る際は、ぜひご活用ください。



- ◆ 全国のポリテクセンターなどに設置されている「生産性向上人材育成支援センター」では、おもに中小企業を対象に、人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施まで、人材育成に必要な支援を一貫して行っています。

おもに下の3つのメニューで、生産性や技能・技術の向上を支援します

### 高度な技能・技術の習得を支援（在職者訓練：ハロートレーニング）

「技能・技術などの向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、“ものづくり分野”を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施しています。



### 生産性向上に必要な知識等の習得を支援（生産性向上支援訓練）

中小企業等の生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる“生産管理、IoTやクラウドの活用、組織マネジメント、マーケティング”などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見とノウハウを有する民間機関等を活用して実施しています。



### テクノインストラクター（職業訓練指導員）の派遣、施設・設備の貸出

「研修したいが講師がいない、機械を止められない、研修場所がない」などといった企業の要望に応じて、職業訓練指導員を企業に派遣することや、ポリテクセンター等の施設・設備（会議室、実習場及び訓練用設備・機器）の貸出しを行っています。



【お問合せ先】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください

生産性向上人材育成支援センター

検索

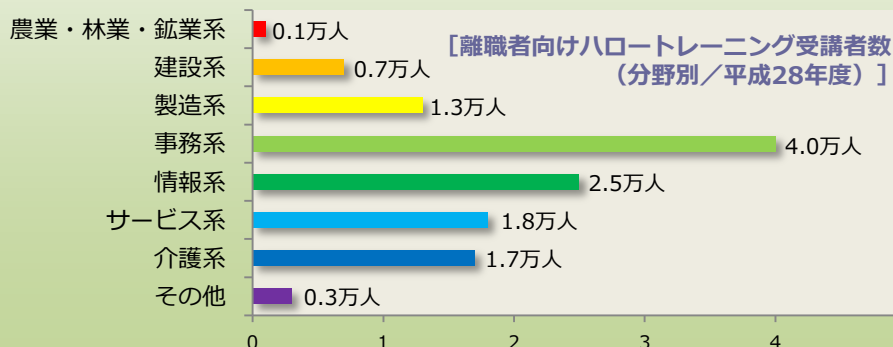


## ご存じですか？ ハロートレーニング

ハロートレーニングは、「公的職業訓練」の愛称です。キャリアアップや希望する就職を実現するために、必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な訓練制度で、在職者向けの訓練と、離職者向けの訓練があります。

### 求人申込みの際は、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください！

国や都道府県では、離職者などが再就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練（愛称：ハロートレーニング）を行っています。平成28年度の総受講者数は約12万人で、訓練分野也多岐にわたります。ハローワークで求人申込みを行う際には、**ハロートレーニング受講者の採用**をご検討ください。



- ◆ 都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設、及び都道府県立の職業能力開発施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

### 都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設での訓練（認定職業訓練）

事業主等が雇用する従業員等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める教科、訓練期間、設備などの基準に合うものとして、都道府県知事が認定した訓練をいいます。※中小企業が共同で訓練施設を運営している場合があります。



#### 【主な訓練科】

建築、金属・機械加工、情報処理、和洋裁、調理 など

### 都道府県立の職業能力開発施設での訓練（在職者訓練：ハロートレーニング）

地域企業や地場産業の訓練ニーズに対応した、基礎的な訓練を実施しています。（訓練期間：概ね2～5日）



ハロトレくん

#### 【主な訓練コース】

主に初心者を対象に、機械・機器操作などの基礎的な取扱いを習得させる訓練など地域の人材ニーズを踏まえた基礎的な訓練  
（例）機械加工科、機械製図科、建築科、情報ビジネス科 など



#### 【地域の実情に応じた訓練コース】

地場産業などで必要とされる人材を育成するための地域の実情に応じた訓練

（例）観光ビジネス科、陶磁器製造科、繊維エンジニア科、自動車整備科 など

【お問合せ先】 都道府県能力開発主管課

- ◆ 製造業・建設業の職種で優れた技能、経験を備えた「ものづくりマイスター」が、実践的な実技指導を行い、若年技能者のスキルアップをお手伝いします。

ニーズにあわせて最適なものづくりマイスターを選定し、派遣します。

#### 【主なものづくりマイスター対象職種】

機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装 など

【ものづくりマイスターの認定人数（平成28年度まで）】

**8,519人（全国）**



【お問合せ先】 地域技能振興コーナー

## キャリアコンサルティングとは…

◆ キャリアコンサルタント（国家資格）が、相談・助言を行います

キャリアコンサルタントは、キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家で、平成28年4月から国家資格になりました。守秘義務などが課せられており、**安心して仕事や職業に関する相談ができます。**

企業では、キャリアコンサルティングを通じて、社員の人材育成（職業能力向上）や若手社員の定着支援など、多様な社員層の課題解決などに結びつけることが可能です。

## セルフ・キャリアドックとは…

◆ 企業内でキャリアコンサルティング面談やキャリア研修などを組み合わせて実施することにより、従業員の主体的なキャリア形成を支援します

セルフ・キャリアドックとは、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、**体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組（仕組み）**のことです。

入社時や役職登用時、育児休業からの復職時など、効果的なタイミングで従業員にキャリアコンサルティングを受ける機会を提供することで、従業員の職場定着や、働く意義の再認識を促すことを目的とします。また、企業にとっても、人材育成上の課題や従業員のキャリアに対する意識の把握、ひいては生産性向上につながるといった効果が期待されます。

政府では、セルフ・キャリアドックの普及拡大を通じて、企業におけるキャリアコンサルティングの実施を推進しています。

【お問合せ先】厚生労働省ホームページをご覧ください

キャリアコンサルティング 厚生労働省

検索

◆ ジョブ・カードを活用して職務経験などを整理することにより、個々の課題を把握し、従業員の能力開発を促します

ジョブ・カードは、「（１）生涯を通じたキャリア・プランニング」および「（２）職業能力証明」のためのツールとして、生涯を通じて活用することができます。

事業主が人材育成を行う際にジョブ・カードを活用することで、従業員のキャリア形成上の課題の把握や、それらを踏まえた能力開発を推進することができます。また採用活動にあたって、能力証明のツールでもあるジョブ・カードを、通常の履歴書と組み合わせて用いることで、応募者の職業能力に関する情報をより多く知ることができます※<sup>1</sup>。

（※<sup>1</sup>：応募書類としてのジョブ・カードの活用は、求職者の判断で行われるものです）

なお、自社の従業員に対してジョブ・カードを活用した人材育成（雇用型訓練）を実施する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P.6参照）。

**ジョブ・カード制度総合サイト**では、ジョブ・カードの活用を支援する様々な情報・ツールを掲載していますので、ぜひご覧ください。<https://jobcard.mhlw.go.jp/>



【お問合せ先】ハローワーク、都道府県労働局

自ら費用を負担して主体的にキャリア形成に取り組む従業員への支援策です。

◆ キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 | 雇用保険の被保険者（※）または被保険者だった方で、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了などした場合<br>（※）雇用保険の被保険者とは一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。<br>以下、このページにおいて同じです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 支給額 | <p>◆ <b>一般教育訓練</b><br/>従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円）</p> <p>◆ <b>専門実践教育訓練</b></p> <p>① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額<br/>（年間上限40万円、訓練期間は最大で3年間のため最大120万円）</p> <p>② 資格取得などをして、修了から1年以内に被保険者として再就職またはすでに雇用されている場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付</p> <p>※ ①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の70%に相当する額<br/>（年間上限56万円、訓練期間は最大で3年間のため、最大168万円）</p> <p>※ 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カード（在職者の場合、専門実践教育訓練の受講について、雇用保険の適用事業所の事業主が承認したことの証明書でも可）を添付して事前の手続を行う必要があります。</p> |

- 自社の従業員が専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、「**人材開発支援助成金（特定訓練コース）**」を受給できる場合があります（P.6 参照）。
- 一般教育訓練と専門実践教育訓練の指定講座については、お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの「**教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム**（[http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T\\_M\\_kensaku](http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku)）」でもご覧になれます。

【お問合せ先】ハローワーク

◆ 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。



<認定マーク>

認定基準をクリアし、ユースエール認定企業になることで、以下の効果が期待されます。

1. 学卒者などの若者の応募が増える！
2. 社員が自社の雇用環境の良さを認識し、定着率が向上する！
3. 地元メディアなどに「雇用管理のよい優良企業」として注目される！

この他にも、公共調達における加点評価や、日本政策金融公庫の低利融資、若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算などのメリットがあります。



認定基準など、詳しくは「**若者雇用促進総合サイト**」をご覧ください！

【お問合せ・申請書類提出先】都道府県労働局

若者雇用促進総合サイト

検索

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、有給教育訓練休暇制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

| 対象労働者      | 支給対象となる訓練   | 対象                       | 助成内容                                                                                                                                     | 助成率・助成額<br>注：（ ）内は中小企業以外                                                                                   |                                                                                                            |
|------------|-------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            |             |                          |                                                                                                                                          |                                                                                                            | 生産性の向上が認められる場合※1                                                                                           |
| 正規雇用労働者向け  | 特定訓練コース     | 中小企業以外<br>中小企業<br>事業主団体等 | 以下の訓練について助成<br>・労働生産性の向上に直結する訓練<br>・若年労働者への訓練<br>・技能承継等の訓練<br>・グローバル人材育成の訓練<br>・雇用型訓練<br>〔・特定分野認定実習併用職業訓練<br>・認定実習併用職業訓練<br>・中高年齢者雇用型訓練〕 | [OFF-JT]<br>・経費助成<br>45(30)%<br>【60(45)%※2】<br>・賃金助成<br>760(380)円/時・人<br>[OJT※3]<br>・実施助成<br>665(380)円/時・人 | [OFF-JT]<br>・経費助成<br>60(45)%<br>【75(60)%※2】<br>・賃金助成<br>960(480)円/時・人<br>[OJT※3]<br>・実施助成<br>840(480)円/時・人 |
|            | 一般訓練コース     | 中小企業<br>事業主団体等           | 他のコース以外の訓練について助成                                                                                                                         | [OFF-JT]<br>・経費助成<br>30%<br>・賃金助成<br>380円/時・人                                                              | [OFF-JT]<br>・経費助成<br>45%<br>・賃金助成<br>480円/時・人                                                              |
|            | 教育訓練休暇付与コース | 中小企業                     | 有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成                                                                                                  | 定額助成30万円                                                                                                   | 定額助成36万円                                                                                                   |
| 非正規雇用労働者向け | 特別育成訓練コース   | 中小企業以外<br>中小企業           | 以下の訓練について助成<br>・一般職業訓練<br>・雇用型訓練<br>〔・有期実習型訓練〕<br>・中小企業等担い手育成訓練                                                                          | [OFF-JT]<br>・経費助成<br>実費※5<br>・賃金助成<br>760(475)円/時・人<br>[OJT※6]<br>・実施助成<br>760(665)円/時・人                   | [OFF-JT]<br>・経費助成<br>実費※5<br>・賃金助成<br>960(600)円/時・人<br>[OJT※6]<br>・実施助成<br>960(840)円/時・人                   |

※1 特定訓練コースについては、訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年度後の会計年度の末日の翌日から5ヶ月以内に割増支給申請をした場合に、通常の支給額からの割増し分を支給します。

※2 以下の場合に適用されます。  
・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練（建設業、製造業、情報通信業の分野）  
・若者雇用促進法に基づく認定事業主またはセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 雇用型訓練に限ります。

※4 1年度に特定訓練コースと一般訓練コースの両方を受給する場合、両コース合わせて最大1,000万円となります。

※5 一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。中小企業等担い手育成訓練は対象外。

※6 一般職業訓練を除く。

宮崎労働局発表  
平成30年10月30日



報道関係者 各位

(照会先)

宮崎労働局職業安定部 訓練室

室長 東 富美恵

係長 三輪 朗子

電話 0985-38-8838

独立行政法人 高齢・障害・求職者

雇用支援機構 宮崎支部

訓練課長 西 竜也

総務課長 田上 真

電話 0985-51-1511

## ハロートレーニング（公的職業訓練）のメディアツアーを開催します

### ～ハロトレを通じた宮崎の魅力再発見！～

労働力人口の減少が続く中、企業の労働生産性の向上に寄与するとともに、求職者の職業能力開発を支援し、職業選択の幅を広げるため、ハロートレーニング（公的職業訓練）は益々重要性を増しているところですが、その内容や効果を十分に理解いただくまでには至っていないのが現状です。

このため、宮崎労働局（局長 吉田 研一）と、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部（支部長 土井 晴雄）では、今回初めて、報道機関の皆さまを対象に、ハロートレーニングがどのように行われているかを紹介させていただく機会として、実施施設のひとつである「ポリテクセンター宮崎」において、下記のとおりメディアツアーを開催いたします。

当日は、ハロートレーニングの魅力とその効果を直接知っていただくために、訓練見学や訓練体験だけでなく、訓練受講生や受講生を採用した事業所との意見交換の場も設けておりますので、ぜひご参加ください。

#### 記

#### 1. 日 時

平成30年12月13日（木）13時30分～15時30分まで（途中参加、退出可）

#### 2. 場 所

ポリテクセンター宮崎 宮崎市大字恒久4241番地

☎0985-51-1511

### 3. 当日スケジュール

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 13:30       | ポリテクセンター宮崎に集合      |
| 13:30～13:40 | ポリテクセンター宮崎より概要説明   |
| 13:40～14:10 | ポリテクセンター宮崎各訓練コース見学 |
| 14:10～14:45 | 金属加工技術科訓練体験        |

溶接作業を実際に体験し、ペン立てを作っていただきます。

- |             |       |
|-------------|-------|
| 14:45～14:50 | 移動、休憩 |
| 14:50～15:25 | 意見交換会 |

意見交換会では、下記の方々に参加いただく予定です。

☆県外から移住してものづくり訓練を受講した受講生

☆託児サービスを利用して、ものづくり訓練を受講している女性受講生

☆金属加工技術科受講後就職した女性受講生と、採用事業所担当者

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 15:25～15:30 | その他の訓練案内、メディアツアー終了の挨拶 |
|-------------|-----------------------|

### 4. 参加にあたっての留意事項

- ・ツアーは現地集合、現地自由解散となります。
- ・当日は動きやすい服装（汚れてもいいもの）、運動靴等でお越しください。
- ・施設内の撮影は基本的に可能ですが、撮影にあたっては、受講生のプライバシーに御配慮いただくとともに、ポリテクセンター宮崎職員の指示に従っていただくようお願いいたします。
- ・当日はハローワーク職員の参加もあります。

### 5. 申し込み方法

メディアツアーに参加される方は、別添「ハロートレーニング メディアツアー」参加登録票」に必要事項を記載のうえ、平成30年11月30日（金）までに、宮崎労働局職業安定部訓練室あてFAX（0985-38-8829）をお願いいたします。



『宮崎県シンボルキャラクター「みやざき犬」』

みやざき犬使用許可第 280187 号





宮崎労働局

## Press Release

宮 崎 労 働 局 発 表  
平成 30 年 10 月 30 日解禁

【照会先】

宮崎労働局雇用環境・均等室

室 長 丸山 太一

監 理 官 多田 真理子

係 長 福満 美幸

(代表電話)0985-38-8821

(直通電話)0985-38-8821

### 宮崎労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の 行事予定（平成 30 年 11 月）

宮崎労働局（局長 吉田 研一）は、宮崎労働局及び県内各労働基準監督署・各公共職業安定所（ハローワーク）の主要な行事予定を取りまとめました。

取材・報道等にご活用ください。

平成30年11月 宮崎労働局・監督署・安定所(ハローワーク)主要行事予定表

| 11月 |   | 主要行事(労働局・監督署・安定所)                             |
|-----|---|-----------------------------------------------|
| 1   | 木 |                                               |
| 2   | 金 |                                               |
| 3   | 土 |                                               |
| 4   | 日 |                                               |
| 5   | 月 |                                               |
| 6   | 火 | 労働局長によるベストプラクティス企業訪問(ぎょうざの丸岡14:00～15:30)      |
| 7   | 水 |                                               |
| 8   | 木 | 宮崎県産業安全衛生大会(佐土原総合文化センター13:30～16:05)           |
| 9   | 金 |                                               |
| 10  | 土 |                                               |
| 11  | 日 |                                               |
| 12  | 月 |                                               |
| 13  | 火 |                                               |
| 14  | 水 |                                               |
| 15  | 木 |                                               |
| 16  | 金 |                                               |
| 17  | 土 |                                               |
| 18  | 日 |                                               |
| 19  | 月 |                                               |
| 20  | 火 | 平成30年度過労死等防止対策推進シンポジウム(宮日会館11階ホール14:00～16:30) |
| 21  | 水 |                                               |
| 22  | 木 |                                               |
| 23  | 金 |                                               |
| 24  | 土 |                                               |
| 25  | 日 |                                               |
| 26  | 月 |                                               |
| 27  | 火 |                                               |
| 28  | 水 |                                               |
| 29  | 木 |                                               |
| 30  | 金 |                                               |
| 備 考 |   |                                               |